

中世前期薩摩国阿多郡の歴史的 position について — 国衙関係寺社を中心に —

日隈正守〔鹿児島大学教育学部教授〕

The historical position of the Ata region of Satsuma province in the first half of the medieval period — the center for temples and shrines related to KOKUGA

HINOKUMA Masamori [Professor, Kagoshima University. Faculty of Education]

キーワード:

阿多郡, 五大院, 八幡新田宮, 大隅(国)正八幡宮, 薩摩国建久凶田帳

はじめに

薩摩国阿多郡域(現鹿児島県南さつま市金峰町)は、近年中国との交易の可能性が指摘されて注目を集めている⁽¹⁾。この阿多郡域には、中世前期薩摩国内外の寺社領が存在していた⁽²⁾。本稿では、阿多郡域に存在する寺社領について考察していきたい。

第一章 中世前期における阿多郡

本章では、中世前期における阿多郡について考察を加えていきたい。中世前期薩摩国阿多郡に関する史料としては、薩摩国建久凶田帳⁽³⁾がある。薩摩国建久凶田帳の関係部分を史料①として掲げる⁽⁴⁾。

史料①

薩摩国,

注進□ □事,

合肆仟拾町柒段内□ □^(中原親能)掃部頭八十町,

右衛門兵衛尉式千五百九十一丁六□^(段),

千葉介^(千葉常胤)四百十一町二段,

佐女嶋四郎^(鯨島宗家)二百十町四段,

一円国領二百十一町,

方々権門領^{宰府本無二字}寺社五百六町五段,

寺社領六百五十五町内

安楽寺御領百五十四町四段内領家即別当,

国分寺百四町五段, 郡々散在下司僧安静,

天満宮七町五段, 宮里郷内下司在庁道友,

老松庄廿四町四段, 山門院内,

温田浦十八町, 高城郡内没官御領地頭千葉介,

弥勒寺御領百九十六町一段内, 領家即別当,

五大院九十一町一段，郡々散在下司僧安慶，
 八幡新田宮三十五町，郡々在散下司僧経宗，
 同宮領市比野十五町，入來院内没官領地頭千葉介，
 日置庄三十町，同北郷内下司小野太郎家綱，
 益山庄二十五町，加世田別符内下司塩田太郎光澄，
 大隅正八幡宮御領二百二十五町内，
 一円御領荒田庄八十町，麿嶋郡内地頭掃部頭，
 万得御領百四十五町三段内，(ママ)郡々在散，御下司在庁種明府本嶋津御庄論，
 此外没官御領内，阿多久吉内八段，二十二町五段廿，伊作御庄内但，正宮注進定，
 府領社三箇所五十三町七段内，正八幡論，下司見郡，
 開門宮領四十二町，□(木)加地口智覽社注進定，
 新田宮領十町，河野辺郡内，
 中嶋宮領壹町七段，薩摩郡内，
 府領社二ヶ所二十五町五段内，五ヶ社内，地頭右衛門兵衛尉

郡本社七町五段，麿嶋郡内地頭右衛門兵衛尉，

(中略)

阿多郡二百五十町，
 寺領四十四丁八段，弥勒寺下司僧安慶，
 社領四町，弥勒寺下司僧経宗，
 寺領五町，安楽寺下司僧安静，
 社領八段，正八幡宮論一宮，府本無，
 公領百九十五町四段内，没官御領地頭佐女嶋四郎，
 久吉百四十五丁四段，本名主在庁種明，
 高橋五十丁，同地頭佐女嶋四郎，

已上四ヶ郡，就被府領，有国司訴訟。

(中略)

建久八年（一一九七）六月 日

(據下同シ)
 権 掾 藤 原 朝 臣 在判
 権 掾 伴 在判
 大 目 大 蔵 在判
(掾)
 権 大 前 在判
 目代前右馬允藤原 在判

史料①から，阿多郡の公領百九十五町四段は没官御領であり，地頭として佐女嶋四郎（鮫島宗家⁽⁵⁾）が補任されている事が分かる。阿多郡の公領は，久吉名百四十五町四段と高橋名五十町から成り立っている事が窺える。

史料①の時点における久吉名主については，詳かではない。しかし「本名主在庁種明」と記載してある。この「本」は，元の，本来のという意味である事が指摘されているので⁽⁶⁾，元の久吉名主は在庁種明である事が分かる。種明は大蔵氏で⁽⁷⁾，在庁は史料①の末尾を見ると大目である事が分かる。

大蔵種明は，何故久吉名主の地位を失ったのであろうか。薩摩国衙の在庁官人達が平氏

方に荷担した事により所領を没収されている事が指摘されている⁽⁸⁾。平安末期における薩摩守は、平清盛の末弟忠度であった⁽⁹⁾。挙兵した源氏等との戦に追われた忠度は⁽¹⁰⁾、薩摩国に赴任していないと考えられる。赴任出来ない忠度に代わり、目代平宣澄が国務を代行していたと考えられている⁽¹¹⁾。内乱終結後鎌倉幕府は、宣澄を処罰している⁽¹²⁾。薩摩国衙の在庁官人達も、忠度目代宣澄の国務に従った結果、処罰されたと考えられる。

平安末期における阿多郡司は、平宣澄であったと考えられる⁽¹³⁾。宣澄没落後鯨嶋宗家は、史料①から明らかな様に、阿多郡久吉名・高橋名の地頭に補任されている。特に高橋名は、阿多郡唯一の開港場で郡衙・郡倉所在地と想定され、重要な交易拠点であると考えられている⁽¹⁴⁾。鎌倉幕府は、阿多郡内の交易拠点を掌握していたのである。

ここで薩摩国内における阿多郡の位置を図・表①として掲げる。

史料①を見ると、阿多郡には寺社領が存在している事が分かる。阿多郡内に存在する寺社領としては、弥勒寺領（寺領四四町八段（下司僧安慶）・社領四町（下司僧経宗））、安楽寺領（寺領五町（下司僧安静））、正八幡宮領（社領八段（論一宮，府本無））である。以上の寺社領については、章を改めて考察する。

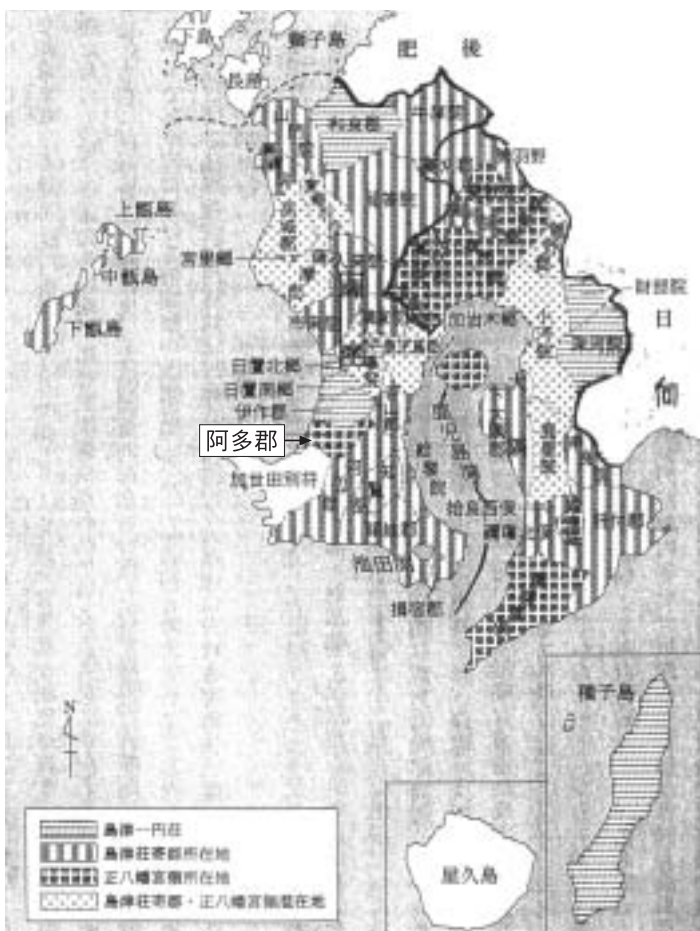
本章では、中世前期における阿多郡について、史料①から考察した。その結果中世前期の阿多郡における郡司や名主達は、薩摩国目代や在庁官人であった事、平安末期薩摩国は平氏の支配下にあり、そのため薩摩国目代や在庁官人達は平氏方として行動した事、その結果阿多郡のほとんどが没官領として鎌倉幕府の支配下に入った事等を確認した。

第二章阿多郡内に所領を持つ寺社。

本章では、阿多郡内に所領を持つ寺社領について分析していく⁽¹⁵⁾。

史料①阿多郡項に記載されている「寺領四十四丁八段，弥勒寺，下司僧安慶」は、史料①「寺社領六百五十五町内」の「弥勒寺御領百九十六町一段内，領家即別当」項をみれば、五大院領である事が分かる。史料①に抛れば、五大院領は全体で九一町一段である。五大院領の半分近くが、鎮座地である高城郡⁽¹⁶⁾から離れた阿多郡に存在している事になる。

中世前期南九州（薩摩・大隅国，日向国一部）における港を，柳原敏昭氏は一次史料より検出している⁽¹⁷⁾。柳原氏が作製した表を一部修



図・表① 中世郷荘図
原口泉他『(県史46) 鹿児島県の歴史』(山川出版社、平成12年)、87頁を基に作成。

正して図・表②として掲げる。

薩摩国建久図田帳から確認される五大院領の分布は、鎮座地である高城郡に三〇町、東郷別符に八町五段、薩摩郡に五町八段、入来院に二町、阿多郡に四四町八段である。阿多郡内に存在する五大院領の広さが際立っている。五大院領は「郡々散在」と記されているので、各郡内に散在していたと考えられる。五大院が阿多郡内に全体の半分近くの所領を設定したのは、前述のように阿多郡が中国等との交易拠点であった可能性が強かった事によると考えられる。また高城郡と薩摩郡は、川内川下流域に位置している⁽¹⁸⁾。高城郡内五

図・表② 中世前期南九州の港（一次史料に港であった徴証がある場所）

番号	港名	現在地	中世の所在地	立地	典拠
1	(和泉郡)	出水市	薩・和泉郡	米ノ津川河口か	天承2.7.21.僧経覚解
2	(市来)	いちき串木野市	薩・市来院	八房川河口か	正和3.11.27.鎮西下知状
3	帆湊	日置市	薩・日置北郷	大川河口	元亨4.8.21.薩摩国伊作荘并日置北郷領家地頭和与状 ^{*1}
4	入来名湊	日置市	薩・伊作荘	伊作川河口	元亨4.8.21.薩摩国伊作荘并日置北郷領家地頭和与状 ^{*1}
5	(万之瀬川河口)	南さつま市	加世田別符・阿多郡	万之瀬川河口	宝治1.10.25.関東下知状
6	坊津	南さつま市	薩・河辺郡・加世田別符	湾	嘉元4.4.14.千龍時家讓状
7	(山川)	指宿市	薩・揖宿院	湾	文暦2.8.28.関東下知状 ^{*2}
8	(根占)	南大隅町	大・禰寝院南俣	雄川河口	嘉元3.12.3.大隅守護北条時直書下
9	(岸良)	肝付町	大・肝付郡	久保田川河口	文保1.5.22.大隅守護北条時直書下
10	志布志津	志布志市	日・救二院	前川河口	正和5.11.3.沙弥蓮正打渡状

「中世の所在地」欄の薩は薩摩国、大は大隅国、日は日向国。
 「典拠」欄の*1は「島津家文書」1-550、*2は「中世揖宿郡・指宿氏関係史料」15(『指宿市史』)。他は本文参照。



-----は国境、- - - -は現在の県境
 (国境と県境が一致する部分は国境を表示)、実線は河川(主要なもののみ)、番号は表1と対応する。

地図2 中世前期南九州の港

大院鎮座地の近くには、中国商人が居留した可能性がある当房という地名が残っている事が柳原氏により報告されている⁽¹⁹⁾。中世川内川下流域において、中国との交易が行われた可能性が指摘されている。五大院領は、中国との交易を見据えて設定されていた可能性が強いと考えられる。

史料①阿多郡項に記載されている「社領四町、^{弥勒寺}下司僧経宗」は、史料①「寺社領六百五十五町内」の「弥勒寺御領百九十六町一段内、領家即別当」項をみれば、八幡新田宮領である事が分かる。薩摩国建久凶田帳に拠れば、八幡新田宮領は「郡々在散^(ママ)」と記載されているので、複数の郡内に散在していた事が分かる。

史料①に記載されている八幡新田宮領は、二つに大別される。

一つは、史料①阿多郡項に記載されている様に、八幡新田宮所司が支配している社領である。こうした地域は、高城郡三〇町、宮里郷一町、阿多郡四町の計三五町である。前述の様に高城郡・宮里郷は川内川下流域に位置している。また阿多郡は、中国等との交易拠点であった可能性がある地域である。八幡新田宮は、交易利潤を掌握する意図で、高城郡・宮里郷・阿多郡内の社領を所司に直接支配させていたと考えられる。

八幡新田宮の社領支配方式の二つ目は、在地領主に支配を委任するやり方である。史料①「寺社領六百五十五町内」の「弥勒寺御領百九十六町一段内、領家即別当」項に「同(八幡新田)宮領市比野十五町<sup>御下司在庁種明府本
入来院内没官領地頭千葉介</sup>」と記載されている。故に、八幡新田宮領薩摩国入来院市比野は没官領であり、下司として大蔵種明が、地頭として千葉常胤が⁽²⁰⁾、支配していた。従って八幡新田宮は、社領市比野から収取する年貢を、下司大蔵種明や地頭千葉常胤に納めさせていたと考えられる。また史料①「府領社三箇所五十三町七段内正八幡論、下司見郡」項に「新田宮領十町、河野辺(河辺力)郡内」と記載されている。薩摩国建久凶田帳河辺郡項を史料②として掲げる。

史料②

河辺郡二百二十町内、^{同御庄寄郡}地頭右衛門兵衛尉、
府領社十町、下司平太道綱、
公領二百十町、郡司道綱、

上記史料①の記載及び史料②から、河辺郡内に存在する八幡新田宮領一〇町は下司平道綱、地頭島津忠久の支配下にある事⁽²¹⁾、府領社と記載されている事から大宰府領である事⁽²²⁾が分かる。平道綱の祖父道房は府官系薩摩平氏の嫡流で、薩摩平氏一族の内訌の中で、薩摩国衙・八幡新田宮と結びつくために所領を八幡新田宮に寄進したと考えられる⁽²³⁾。故に河辺郡内八幡新田宮領一〇町から八幡新田宮へ納められる年貢は、下司平道綱が納めていたと考えられる。従って入来院市比野や河辺郡内の社領に対しては、八幡新田宮は直接下地は支配しておらず、領主達の納入する年貢を受け取るのみの支配であったと考えられる。入来院市比野や河辺郡内社領に対して何故八幡新田宮は直接下地支配ができなかったのだろうか。この理由は、社領形成過程における大蔵氏や河辺氏と八幡新田宮との間の力関係の結果であると考えられる。

史料①阿多郡項に記載されている「寺領五町、^{安楽寺}下司僧安静」は、史料①の「寺社領六百五十五町内」の「安楽寺御領百五十四町四段内、領家即別当」項を見ると、「(薩摩)

国分寺百四町五段，郡々散在下司僧安静」に該当する事が分かる。

薩摩国分寺は，安楽寺領に含まれる⁽²⁴⁾。安楽寺は太宰府天満宮に付随する別当寺で，太宰府天満宮と安楽寺とは一体化していて，分離させる事は不可能である⁽²⁵⁾。鎌倉期以前は，安楽寺の呼び名が一般的であった⁽²⁶⁾。

薩摩国建久凶田帳から薩摩国分寺領を抜き出すと，薩摩国分寺が鎮座する高城郡に三五町⁽²⁷⁾，薩摩郡二六町八段，入来院二段，鹿兒島郡三七町五段，阿多郡五町である。川内川下流域である高城郡・薩摩郡，薩摩国から大隅国に移動する際の要衝である鹿兒島郡⁽²⁸⁾，中国等との交易拠点であると想定される阿多郡等に寺領が集中している。安楽寺領は，交通上の要衝に位置している事が指摘されているが⁽²⁹⁾，薩摩国分寺領の分布についても，他の安楽寺領の分布と同じ事が指摘できると思う。

薩摩国建久凶田帳阿多郡項に，「社領八段，正八幡宮論一宮，府本無」という記載がある。この社領八段は，史料①「寺社領六百五十五町内」の「大隅正八幡宮御領二百二十五町内」項を見ると「一円御領荒田庄八十町，(マ) 鷹津御庄論，此外没官御領内阿多久吉内八段，二十二町五段，伊作御庄内」という記載がある。

大隅（国）正八幡宮は，史料①を見ると，鹿兒島郡に一円領として荒田荘を立荘している。大隅（国）正八幡宮が一円領荒田荘を設定した鹿兒島郡は，前述の様に薩摩半島から大隅半島に移動する際の交通上の要衝である。また南北朝時代中・後期大隅国守護職を継承した島津氏久は，鹿兒島郡域に本拠地を定めた⁽³⁰⁾大隅国一宮である大隅（国）正八幡宮⁽³¹⁾が鹿兒島郡域に荒田荘を設定した理由も，薩摩国分寺が鹿兒島郡に寺領を設定したのと同様，鹿兒島郡域が交通上の要衝であった事と深い関わりがあったと考えられる。

薩摩国内の他の大隅（国）正八幡宮領の分布については，薩摩国建久凶田帳に拠れば，高城郡に三三町五段，東郷別府に二町，薩摩郡に三〇町，伊集院に七九町，阿多郡八段の計一四五町三段である⁽³²⁾。高城郡・薩摩郡は川内川下流域沿いであり，阿多郡は前述の様に交易拠点である可能性が強い。以上薩摩国内における大隅（国）正八幡宮の社領配置を考察すると，交通上の要地に社領を配置している事が窺える。

猶薩摩国内の大隅（国）正八幡宮領の領主の中には，薩摩国衙の在庁官人も存在する⁽³³⁾この事実は，大隅（国）正八幡宮が薩摩国衙と密接な関係を有していた事を窺わせる。大隅（国）正八幡宮と薩摩国衙との関係は，11世紀末から12世紀初めの万得（徳）領の形成時期に遡及できると考えられる⁽³⁴⁾。

本章では，阿多郡内に所領を持つ五大院・八幡新田宮・薩摩国分寺・大隅（国）正八幡宮の薩摩国内における所領配置を分析した。その結果以上の社寺が，交通上の要衝に所領を設定していた事が明らかになった。五大院・八幡新田宮・薩摩国分寺・大隅（国）正八幡宮は，何れも公益上の収益確保を意図して所領を設定していたと考えられる。また以上の寺社が阿多郡内に所領を設定したのも，交易利潤の確保を意図して所領を設定していたと考えられる事を明らかにした。

おわりに

本稿では，中世前期における南九州地域における有力な交易拠点であったと考えられる

阿多郡において薩摩国衙と関係が近いと考えられる五大院（蒙古襲来の後薩摩国一宮になる八幡新田宮と鎌倉期に関係を深め一体化する）、八幡新田宮（平安中期以降薩摩国衙との関係を有する）、薩摩国分寺、大隅（国）正八幡宮（大隅国一宮）がどのような意図を有して阿多郡内部に所領を設定したかを考察した。その際課題を解く手がかりとして、薩摩国内における五大院、八幡新田宮、薩摩国分寺、大隅（国）正八幡宮の所領配置について考察してみた。その結果五大院、八幡新田宮、薩摩国分寺、大隅（国）正八幡宮は何れも交易利潤獲得を意図して阿多郡内に所領を設定していた可能性があると考えた。

今後は、更に他の文献史料を探し出すとともに考古資料も活用して、中世前期南九州地域における国衙関係寺社の交易の実態を明らかにしていきたい。

注

- (1) 阿多郡が交易上の重要地であった事は、昭和四七年に江平望氏が「古代末期の薩南平氏一とくに平権守忠景と阿多四郎宣澄について一」（『知覧文化』九）の中で指摘している。その後万之瀬川河口域が発掘調査されて以降、宮下貴浩「持躰松遺跡の遺物から見た中世の南薩摩について——二世紀から一五世紀を中心として一」（『鹿児島中世史研究会報』五二、平成九年）、柳原敏昭「西の境界領域と万之瀬川」（村井章介・佐藤信・吉田伸之編『境界の日本史』（山川出版社、平成九年））、宮下貴浩「中世前期の持躰松遺跡」・柳原敏昭「中世の万之瀬川下流域と持躰松遺跡」（『金峰町埋蔵文化財発掘調査報告書10 持躰松遺跡 第一次調査』鹿児島県日置郡金峰町教育委員会、平成一〇年）、柳原敏昭「中世前期南薩摩の湊・川・道」（藤原良章・村井章介編『中世のみちと物流』（山川出版社、平成一一年））、同「中世前期南九州の港と宋人居留地に関する一試論」（『日本史研究』四四八、平成一一年）等が発表された。

これに対して栗林文夫氏は、「万之瀬川下流域をめぐる最近の研究状況」（『大河』七、平成一二年）の中で、万之瀬川下流域の考古学的発掘調査報告書が出揃わない中での性急な評価づけに対して慎重な態度をとる必要がある事を力説した。

その後万之瀬川下流域については、拙稿「新田八幡宮の阿多郡支配に関する一考察」（『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』五二、平成一三年）、柳原敏昭「唐坊についての補説」（『旧記録録月報』二三、平成一四年）、同「北からの日本史」と「南からの日本史」と（村井章介・斉藤利男・小口雅史編『北の輪日本海世界一書きかえられる津軽安藤氏』（山川出版社、平成一四年））、同「平安末～鎌倉期の万之瀬川下流域一研究の成果と課題一」・大庭康時「博多遺跡群の発掘調査と持躰松遺跡」・市村高男「11～15世紀の万之瀬川河口の性格と持躰松遺跡—津湊泊・海運の視点を中心とした考察—」・宮下貴浩「山岳寺院と港湾都市の一類型—小園遺跡と観音寺の調査を中心として—」・中村和美・栗林文夫「持躰松遺跡（2次調査以降）・芝原遺跡・渡畑遺跡について」（『古代文化』五五—二、平成一五年）、山本信夫「12世紀前後陶磁器から見た持躰松遺跡の評価—金峰町出土の焼き物から追求する南海地域の貿易・流通—」・江平望「阿多忠景について」（『古代文化』五五—三、平成一五年）、柳原敏昭「中世日本の北と南」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座④中世社会の構造』（東京大学出版会、平成一六年））、柳原敏昭「唐坊と唐人町」（荒野泰典・石井正敏・村井章介編『日本の対外関係④ 倭寇と「日本国王」』（吉川弘文館、平成二二年））等が報告され、万之瀬川下流域の持つ歴史的な性格付けに関する研究が蓄積されてきている。

近い将来万之瀬川下流域関係遺跡の報告書が出揃う。その段階で、万之瀬川下流域が果たしてきた歴史的役割は考古学的にも明らかにされると期待される。

- (2) 『大日本古文書』家わけ一六（島津家文書）ノ一（東京帝国大学、昭和一七年、同四六年に東京大学出版

会より復刻)、文書番号一六四、建久八年(一一九七)六月 日付薩摩国図田帳写、以下薩摩国建久図田帳又は島一一六四と略記する。

猶薩摩国建久図田帳については、五味克夫「薩摩国建久図田帳雑考―田数の計算と万得名及び「本」職について―」(『日本歴史』一三七、昭和三四年)を参照。

- (3) 島一一六四。但し島津家文書に収められた薩摩国建久図田帳の南薩八郡院別符部分には誤りがある。南薩八郡院別符部分は、鹿兒島県歴史資料センター黎明館編『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺家わけ二』(鹿兒島県、平成三年)、肝付文書、史料番号五二五号、薩摩国図田帳写により修正されなければならない。

この史料を学界に紹介したのは、江平望氏である。江平望「喜入肝付家文書「伴姓統譜」所収薩摩国建久図田帳断簡について」(『鹿兒島中世史研究会報』三四、昭和五〇年)、同「校訂 薩摩国建久図田帳―南薩八郡院別府の記載について―」(『知覧文化』二九、平成四年、同八年に同『島津忠久とその周辺 中世史料散策』高城書房出版に、同一六年に同『改訂 島津忠久とその周辺―中世史料散策―』株式会社高城書房に各々再録)を参照。

- (4) 本稿における史料引用の際は、新字体・正字体で統一する。また()内は、筆者が補った。
- (5) 五味克夫「薩摩の御家人について―その数と系譜―」(『鹿大史学』六、昭和三三年)、同「薩摩の御家人について(補遺)」(『鹿大史学』七、昭和三四年)、同「薩摩国建久図田帳雑考―田数の計算と万得名及び「本」職について―」。
- (6) 五味克夫「薩摩国建久図田帳雑考―田数の計算と万得名及び「本」職について―」。
- (7) 五味克夫「薩摩の御家人について―その数と系譜―」。
- (8) 五味克夫「薩摩国建久図田帳雑考―田数の計算と万得名及び「本」職について―」。
- (9) 大日本古文書『家わけ四(石清水文書)ノ二(東京帝国大学、明治四三年、昭和四四年に東京大学出版会より復刻)、文書番号六三二、治承四年(一一八〇)六月一六日付除目聞書。

鹿兒島県維新史料編さん所編『鹿兒島県史料 旧記雑録前編一』(鹿兒島県、昭和五四年)、史料番号一六四号、建久五年(一一九四)五月 日付薩摩国八幡新田宮所司・神官等申状写、以下雑前一一六四と略記する。安田元久『(はなわ新書九)平家の群像』(塙書房、昭和四二年)、VI薩摩守忠度と参河守知度。佐々木紀一「桓武平氏正盛流系図補輯(上)」(『国語国文』六四―一二、平成七年)。

- (10) 安田元久『(はなわ新書九) 平家の群像』、III平氏の政権、VI薩摩守忠度と参河守知度。
- (11) 『笠沙町郷土誌(上巻)』(笠沙町、平成三年)、第二編通史―笠沙の歴史展開―、第三章中世、第一節平安時代末期、阿多宣澄項。
- (12) 島一二九八、建久三年(一一九二)一〇月二日付関東御教書案。江平望「古代末期の薩南平氏―とくに平権守忠景と阿多四郎宣澄について―」、五味克夫「平安末・鎌倉初期の南薩平氏覚書―阿多・別府・谷山・鹿兒島郡司について―」(『鹿兒島大学法文学部紀要文学科論集』九、昭和四八年)、『笠沙町郷土誌(上巻)』、第二編通史―笠沙の歴史展開―、第三章中世、第二節鎌倉時代、島津荘地頭惟宗忠久項等。但し江平氏と五味氏の間には、平宣澄と重澄との関係について、見解の相違が存在する。
- (13) 江平望「古代末期の薩南平氏―とくに平権守忠景と阿多四郎宣澄について―」、五味克夫「平安末・鎌倉初期の南薩平氏覚書―阿多・別府・谷山・鹿兒島郡司について―」。
- (14) 江平望「古代末期の薩南平氏―とくに平権守忠景と阿多四郎宣澄について―」。
- (15) 筆者は、以前「新田八幡宮の阿多郡支配に関する一考察」において、阿多郡内に八幡新田宮と五大院が社領・寺領を設定した理由について考察した。しかしその際は、八幡新田宮と五大院とを一体化した存在として分析を加えた。しかしその後八幡新田宮と五大院とは、本来一体化したものではない事を明らかにした(拙稿「八幡新田宮神宮寺考」(『旧記雑録月報』二六、平成一七年)、同「八幡新田宮領・五大院領に

- おける支配機構」（『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』五六，平成一七年），同「五大院考」（『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』五七，平成一八年）。今回は，八幡新田宮と五大院とを当初から一体化したものではないという見解に基づき考察したい。
- (16) 『(日本歴史地名大系四七) 鹿児島県の地名』（平凡社，平成一〇年），薩摩国高城郡項，川内市新田神社項，同五大院跡項。
- (17) 柳原敏昭「中世前期南九州の港と宋人居留地に関する一試論」。
- (18) 『(日本歴史地名大系四七) 鹿児島県の地名』，薩摩国高城郡項，薩摩郡項。
- (19) 柳原敏昭「中世前期南九州の港と宋人居留地に関する一試論」，同「唐坊についての補説」，同「唐坊と唐人町」等。
- (20) 五味克夫「薩摩国建久岡田帳雑考－田数の計算と万得名及び「本」職について－」。
- (21) 五味克夫「薩摩国建久岡田帳雑考－田数の計算と万得名及び「本」職について－」。
- (22) 正木喜三郎「府領形成の一考察」（『西日本史学』一八，昭和四一年，平成三年に同『大宰府領の研究』（文献出版）に再録。同「府領考」（竹内理三編『九州史研究』御茶の水書房，昭和四三年，平成三年に同『大宰府領の研究』に再録。
- (23) 拙稿「薩摩国における荘園公領制の形成過程」（『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』五三，平成一四年）。
- (24) 恵良宏「安楽寺領について」（『史創』九，昭和四一年）。
- (25) 川添昭二「大宰府官人と太宰府天満宮」（太宰府天満宮文化研究所編『太宰府天満宮御神忌千七十五年大祭記念』菅原道真と太宰府天満宮（下巻）』，太宰府天満宮御神忌千七十五年大祭菅公会，昭和五〇年，同五七年に同『(平凡社選書七一) 中世文芸の地方史』（平凡社）に，平成一五年に同『中世九州の政治・文化史』（海鳥社）に各々再録）。
- (26) 竹内理三「太宰府天満宮の古文書一特に中世以前一」（太宰府天満宮文化研究所編『太宰府天満宮御神忌千七十五年大祭記念』菅原道真と太宰府天満宮（下巻）』）。
- (27) 薩摩国建久岡田帳高城郡項には，五三町と記載されている。しかし五味克夫氏は，「薩摩国建久岡田帳雑考－田数の計算と万得名及び「本」職について」の中で三五町の誤記と判断されている。
- (28) 森本正憲「中世初期地域政治史論[III]」（『大分工業高等専門学校研究報告』三〇，平成六年，同一五年に同『中世成立史の基礎的研究－九州の視座から－』（文献出版）に再録。
- (29) 恵良宏「安楽寺領について」。
- (30) 山口隼正「南北朝期の大隅国守護について」（『九州史学』三五，三六，四一，昭和四一，四二年，平成元年に同『南北朝期九州守護の研究』（文献出版）に再録）。
- (31) 中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』（岩田書院，平成一二年），諸国一宮の概要，大隅国項。
- (32) 五味克夫「薩摩国建久岡田帳雑考－田数の計算と万得名及び「本」職について－」，江平望「喜入肝付家文書「伴姓統譜」所収薩摩国建久岡田帳断簡について」，同「校訂 薩摩国建久岡田帳－南薩八郡院別府の記載について－」。
- (33) 薩摩国建久岡田帳高城郡項，同東郷別符項等。
- (34) 薩摩国内の万得領領主の中に薩摩国衙の在庁官人がいる事は，万得領の形成に薩摩・大隅国衙が関与していた事を推測させる。拙稿「万得（徳）領再考」（『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』五四，平成一五年）を参照。